

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火)14時00分～14時50分

2. 開催場所 農村環境改善センター

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|------------|
| 会長 | 19番 | 土山 浩二 | | | |
| 副会長 | 2番 | 金藤 祐治 | 8番 | 山田 清 | |
| 委員 | 1番 | 米田 健一 | 3番 | 村上 智彦 | 4番 吉原 正紀 |
| | 5番 | 松森 智 | 6番 | ————— | 7番 上峠 数博 |
| | 9番 | 高本 博文 | 10番 | 村上 正 | 11番 中司 睦枝 |
| | 12番 | 大西 寛幸 | 13番 | 岡本 幸平 | 14番 原 弘子 |
| | 15番 | 片山 博 | 16番 | 高橋 泰登 | 17番 八津川 和司 |
| | 18番 | 檜原 生夫 | | | |

欠席委員 1人
6番 安井 常人

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 非農地証明申請について

審議事項(2) 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び
「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について

審議事項(3) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて

第3 議案(報告事項)

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第27号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第29号 農地改良届出による通知について

報告第30号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 宮崎 伸昭 高橋 知佐子 小田 充彦

6. 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 会 長 | あいさつ（省略） |
| 議 長 | <p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。議事録署名は4番・吉原正紀委員、5番・松森智委員をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出席を見合わせていただきました。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第27号、47番から54番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号47番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、吉和町の1筆、現況地目は畑、面積は112㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は1,126.94㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、5月6日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号48番、権利の種類は贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、木ノ庄町木門田の1筆、現況地目は田、面積は390㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は5,514㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、5月6日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号49番及び50番は関連案件のため一括して説明いたします。</p> <p>申請番号49番、権利の種類は 期間3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、木ノ庄町木梨山方の1筆、現況地目は田、面積は726㎡です。</p> <p>貸渡理由は高齢による経営縮小、借受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>申請番号50番、権利の種類は贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、木ノ庄町木梨山方の1筆、現況地目は田、面積は519㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>49番及び50番の受け人の経営面積は290㎡ですが、今回の借受・譲受面積が合計で1,245㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>申請番号49番、50番の申請については、5月6日、金藤委員、上峠委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号51番、権利の種類は贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、向島町の1筆、現況地目は畑、面積は467㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は4,362.30㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、5月7日、吉原委員、原委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号52番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は499㎡です。</p> <p>譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は13,608.32㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。</p> |

申請番号53番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。
申請地は、因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は2,528㎡です。
貸渡理由は経営移譲年金受給のため農業後継者へ、借受理由は農業後継者としてです。
譲受人の経営面積は9,295.61㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。
申請番号52番・53番の申請については、5月11日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号54番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町中野の1筆、現況地目は畑、面積は1,303㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は11,258㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。
この申請については、5月12日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号47番から54番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号47番から54番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

この議案の審議については、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、17番・八津川和司委員の退室を求めます。

(17番・八津川和司委員 退室)

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案28号、8番を議案書をもとに説明)

申請番号8番、所在は、御調町神の2筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計1,118㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、共同住宅用地で共同住宅2棟、建築面積127.68㎡が1棟、254.29㎡が1棟、駐車場20区画が計画されています。

申請人は、自己所有農地を転用して、共同住宅を新築したいというものです。

この申請については、5月11日、松森委員、石本推進員と事務局職員で現地調査を行い、転用について問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
申請番号 8 番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。
退室した 17 番・八津川和司委員の入室を求めます。

(八津川和司委員 入室)

議 長

次に、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第 29 号、63 番から 78 番までを議案書をもとに説明)

申請番号 63 番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、吉和町の 2 筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、合計 832 ㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第 2 種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第 2 種農地は、「その他 2 種」と説明させていただきます。)

転用目的は、資材置場用地で、資材及び車両置き場が計画されています。

譲受人は、自動車販売事業を計画しており、事務所とは別に資材や在庫管理のための敷地を必要とすることから、申請地を買い受けて、保管場所としたいというものです。

この申請については、5 月 6 日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号 64 番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。

所在は、美ノ郷町本郷の 1 筆、現況地目は田、農振農用地区域外、174 ㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、自家用駐車場が計画されています。

譲受人は隣接地に居住していますが、駐車場が不足していることから、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというものです。

この申請については、5 月 6 日、上埜委員、笠井推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号 65 番、申請内容は、賃貸借による権利の設定です。

所在は、百島町の 1 筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、535 ㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。

転用目的は、キャンプ場で、管理棟 1 棟、建築面積 60.75 ㎡、ウッドデッキフリーテントスペースが計画されています。

借受人は、申請地を借り受けて、キャンプ場を新設し、運営したいというものです。

本件は、申請地の外、全 11 筆で、本年 2 月総会においてご審議いただき、許可をしておりましたが、申請者より、申請内容の変更を行いたいとのことで、取消願いが提出され、再申請されたものでございます。

この申請については、本年 2 月に高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、現地調査済みあり、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号66番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、西藤町の3筆、現況地目は畑及び宅地、農振農用地区域外、合計396㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、駐車場及び進入路が計画されています。

譲受人は、この度、隣接宅地と一体利用する申請地を買い受けて、駐車場や自宅進入路として利用したいというものです。

なお、申請地には一部、既存家屋があるため、申請に際しては顛末書が添付されています。

この申請については、5月7日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号67番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大田の1筆、現況地目は田、農振農用地区域外、635㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は、建売分譲用地で、住宅2棟、建築面積106㎡、駐車場2区画が計画されています。

譲受人は宅地建物取引業免許を取得している個人事業主であり、申請地を買い受けて、建売住宅を建築したいというものです。

この申請については、5月11日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号68番、申請内容は、地上権の設定です。

所在は、御調町大蔵の1筆、現況地目は田、農振農用地区域外、1,517㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル244枚、発電量49.5Kwが計画されています。

借受人は、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号69番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町中原の1筆、現況地目は田、農振農用地区域外、158㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、進入路で、進入路及び駐車場が計画されています。

譲受人は、申請地を買い受けて、既存の太陽光発電設備の作業用進入路や駐車場として利用したいというものです。

68番・69番の申請については、5月10日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、68番については申請人立会のもと、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号70番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島土生町の3筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、合計762㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9Kwが計画されています。

譲受人は、東京都に本店を置く法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号71番～73番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町の全3筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、合計2,960㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル1,080枚、発電量249.0Kwが計画されています。

譲受人は、江田島市に本店を置く法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

70番～73番の申請については、5月11日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、申請人立ち会いのもと現地調査を行い、既存水路までの排水工事を十分に行うよう指導しており、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号74番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島大浜町の1筆、現況地目は宅地、農振農用地区域外、165㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、駐車場6区画が計画されています。

譲受人は、高須町に本店を置く法人であり、この度、隣接宅地と一体利用する申請地を買い受けて、事務所駐車場として利用したいというものです。

なお、申請地は既に住宅敷地として利用されており、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、5月11日、楢原委員、松浦推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用についてはやむを得ないものと考えます。

申請番号75番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島重井町の11筆、現況地目は畑及び宅地、農振農用地区域外及び農振地域外、合計4,500.22㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種及び第3種農地と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル1,080枚、発電量249.0Kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、5月11日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、申請人立ち会いのもと現地調査を行い、既存水路までの排水工事を十分に行うよう指導しており、転用については問題ないものと確認しております。

なお、本件は、3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号76番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島原町の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、356㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9Kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号77番、申請内容は、地上権の設定です。

所在は、因島原町の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、542㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル252枚、発電量49.5Kwが計画されています。

借受人は、岡山市に本店を置く法人であり、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

76・77番の申請については、5月12日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で、申請人立ち会いのもと現地調査を行い、77番の申請地については、既存水路までの排水工事を十分に行うよう指導しており、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号78番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町荻の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、169㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積49.68㎡、駐車場1区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を買い受けて、住宅を新築したいというものです。

この申請については、5月12日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

以上、全ての申請のうち、太陽光発電設備の転用申請につきましては、すべて、再生可能エネルギー発電事業計画認定済みで、現在、事業者の変更申請中であることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手あり)

どうぞ。

2番委員 申請番号70番と76番は、同じ太陽光発電設備であるが、太陽光パネル92枚で発電量9.9kwであまりにも少ないのですが、何か訳でもありますか。

事務局 3月の総会時にも説明したのですが、太陽光発電の売電制度の改正が関係しています。50kw未満の産業用発電設備は、令和元年度までは全量売電が可能でしたが、令和2年度から30%は自社で使用義務が課せられました。その関係もあって、10kw未満の住宅用の発電設備の転用が増えて来ています。

議長 よろしいですか。

2番委員 はい。

議長 他にございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号63番から78番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また、申請番号75番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構（広島県農業会議）への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長 次に、議案第30号「非農地証明申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第30号、非農地証明申請について、ご説明いたします。
(議案第30号、16番から19番を議案書をもとに説明)

申請番号16番は、向東町の1筆、現況地目は山林、面積は、869㎡です。
利用状況は、平成20年頃から、管理できず、草木が繁茂し山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、5月7日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

申請番号17番は、向島町立花の1筆、現況地目は宅地、面積は、合計33㎡です。
利用状況は、昭和33年頃より住宅敷地として利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、5月7日、吉原委員、原委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

申請番号18番は、因島三庄町の2筆、現況地目は宅地、面積は、合計48㎡です。
利用状況は、昭和39年頃から、224番地1は住宅敷地として利用させており、224番3の方は車庫敷地として利用されているものです。
農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。
この申請については、5月11日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、共に宅地と判定されました。

申請番号19番は、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は山林、面積は、143㎡です。
利用状況は、平成8年頃から、耕作を放棄しており、現在は雑木が繁茂し山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。
この申請については、5月12日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号16番から19番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、審議事項(2)「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、ご説明いたします。

まずは、8ページからなります別紙2、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。

1ページ目のIの「令和2年3月31日現在の農業委員会の状況」ですが、2015年度農林業センサスと耕地及び作付面積統計などに示された数値を記載しております。

続きまして、2ページ目の「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、担い手への集積面積は、令和2年3月時点は400.4haで、令和2年度実績は416.9haでした。令和2年度中に16.5ha増加しています。担い手へ農地を利用集積していく活動と担い手自体の数を増やす活動、両方からのアプローチが必要であると考えています。

続きまして、3ページ目の「Ⅲ新たに農業経営を営もうとするものの参入促進」についてです。新たに1経営体で、1.7haが実績になっております。

続きまして、4ページ目の「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」です。遊休農地面積が3.7haから0.3ha解消されています。山林化した荒廃農地については、非農地判断を行いました。一部新たな遊休農地も発生しています。

続きまして「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。令和2年3月時点で0.07haの違反がありましたが、これについては解消しています。新たに0.08haの違反転用があり、増減は0.01ha増加しています。違反転用については、関係機関と連携して対応してゆく必要があると考えています。

続きまして6～7ページの、「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。農地法3条件数や転用に関する件数の状況等を記載しております。

続きまして、8ページ目の「Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。昨年度一年間で「農地利用最適化等に関する事務」及び「農地法等によりその権限に属された事務」について、農業委員会に対し、地域の農業者等から寄せられた意見や要望については特ではありませんでした。

最後に「Ⅷ事務の実施状況の公表等」につきましては、「総会の議事録」やこの「活動計画の点検・評価」については、市のホームページにて公表しております。

引き続きまして、次の3ページからなります別紙1、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をご覧ください。

まずは1ページ目の「Ⅰの令和3年度3月31日現在の農業委員会の状況」ですが、「2020年度農林業センサス」と「耕地及び作付面積統計」「当市農地台帳」などから導いた数値を記載しております。

次に2ページ目「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。これまでの集積面積に加え、4ha程度を新規集積面積の目標値とします。具体的な活動につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して1人1年2マッチングを目標に、利用権設定の推進や年間を通じた集積相談、農地中間管理事業についての情報提供を行っていきます。

続きまして、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。過去3年間の実績をふまえて、今年度の目標値を1経営体、0.3haとしました。具体的な活動といたしましては農業委員、農地利用最適化推進委員と、農林水産課などの関係機関が連携して新規就農者の情報を収集し、農地中間管理機構制度などを活用しながら意欲ある新規就農者の育成を推進していきます。

続きまして、3ページ目の「Ⅳ 遊休農地に関する措置」です。既に山林化したような農地を非農地という扱いに変更いたしましたことで、大幅に遊休農地面積を減らすことができましたが、農業従事者の高齢化に伴い、依然として中山間地域等の生産条件不利地において再生困難な荒廃農地の面積が増加しております。昨年に引き続き今年度の目標値を1haとしました。農地の利用状況調査を8月～9月にかけて行う予定です。これを受けの利用意向調査は11月～2月にかけて行っていきます。

続きまして、「Ⅴ 違反転用への適正な対応」です。現在、違反転用とされている案件は0.08haあり、解消に向けて関係部署と連携を取り、情報共有する必要があると考えています。今年度の活動計画といたしましては、7月から9月にかけて利用状況調査を実施し、早期発見・未然防止に努めていくこととしております。

本案は、議決をいただいた後、ホームページで公開するとともに、広島県を通じて国に報告いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局により説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

| | |
|-----|---|
| | <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議案事項（3）尾道市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、尾道市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、ご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項には、「農地等の利用の最適化に関する指針」を定めるように努めなければならいと規定されており、平成30年3月26日付けで尾道市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」を策定しています。</p> <p>この指針は、農業委員や農地利用最適化推進委員が、農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の解消」、「担い手への農地利用集積」、「新規参入の促進」などの活動を行うにあたっての目標や取組方法を定めたものです。</p> <p>目標年度を平成35年度（現在の年号では令和5年度）とし、3年ごとに、検証・見直しを行うこととしていることから、今回別紙の見直し（案）を提案するものです。</p> <p>見直し（案）のうち、黒字部分が現行の指針であり、赤字部分が改正案となります。</p> <p>主な改正点は3つです。</p> <p>1点目は、統計資料については、2015農林業センサスから、2020農林業センサスからの引用に変更しています。</p> <p>2点目、遊休農地の解消目標は、令和2年度の遊休農地面積を元にした目標値に変更しています。</p> <p>3点目、担い手への農地集積率は、11%の目標値を到達しているため、14%に引き上げるものです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>（補足説明、質問、意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>本件は、原案のとおり見直しすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり見直しすることに決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第25号から第30号までを一括して審査を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、その他に入ります。</p> <p>まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。 |
| 各委員 | (活動状況報告：省略) |
| 議長 | 次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。 |
| 事務局 | (その他・連絡事項について説明) |
| 議長 | ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をしてください。 |
| 事務局 | (質疑応答) |
| 議長 | それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。 |
| 副会長 | 長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。 |